

1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	病床確保料	①神奈川県モデル認定医療機関のうち事業区分（８）に該当しない者 ②その他知事が認める者 *注1	医療課 医療機関調整班 045-285-0777
	消毒、搬送、医療従事者の宿泊施設確保等	①神奈川県モデル認定医療機関 ②その他知事が認める者 *注1	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	①神奈川県モデル認定医療機関 ②その他知事が認める者 *注1	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	疑い患者等を診察する外来の設備整備	①帰国者・接触者外来 ②発熱診療等医療機関（対象設備等については7ページ参照）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
（５）感染症検査機関等設備整備事業	検査に必要な機器	①政令市 ②県や市と検査委託の契約を締結している機関	医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-4791

***注1：基本的には、神奈川県モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定**

1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
<u>(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</u>	<u>医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助</u>	①政令市 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関） *注3	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0077
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	重点医療機関の空床及び休止病床への補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A *注2 ②その他知事が認める者 *注1 *注4	医療課 医療機関調整班 045-285-0777
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助、支援金の支給	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 災害医療グループ 045-210-4634

***注1**：基本的には、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定

***注2**：協力病院Aのうち、県認定要綱⑤に該当する医療機関

***注3**：新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関

***注4**：院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

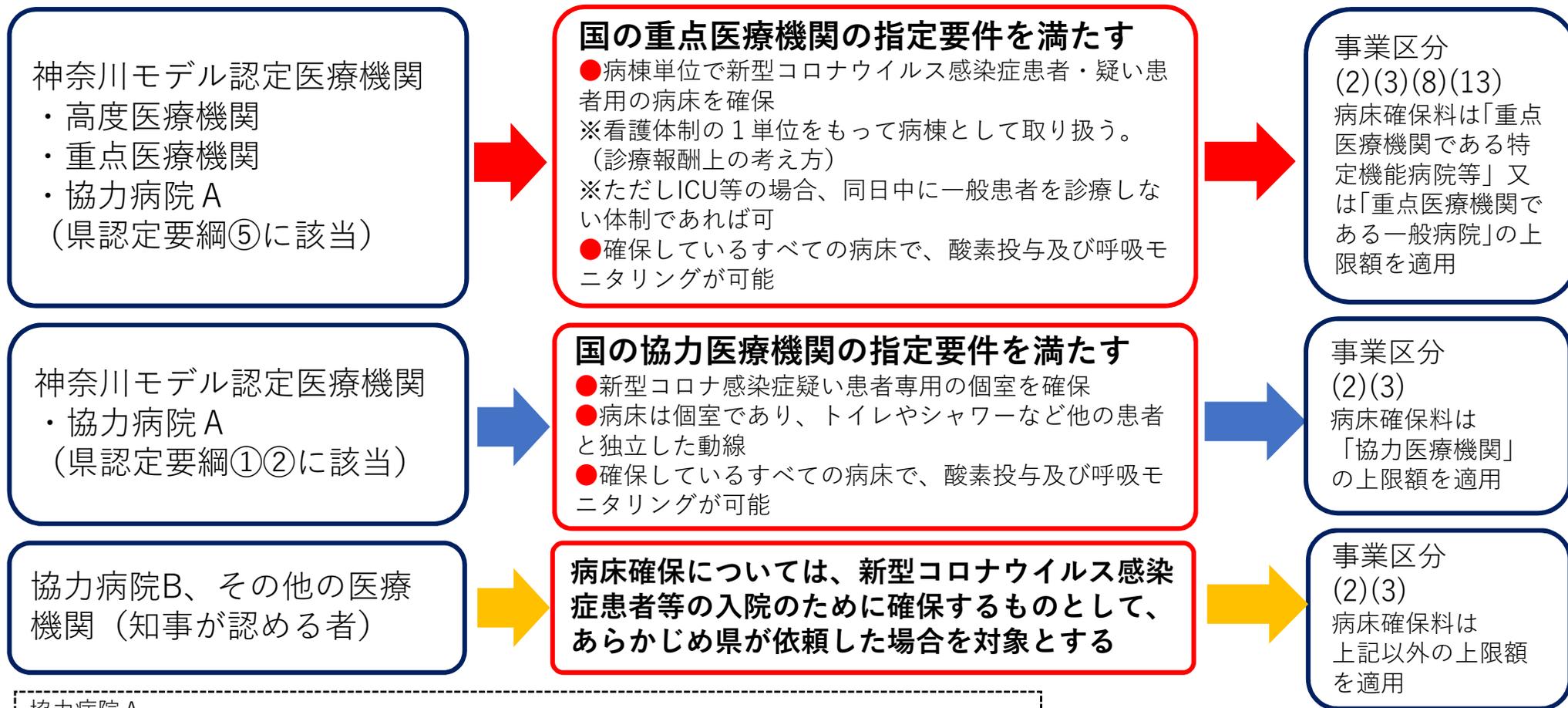
1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関） *注5	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	かわりの医師を派遣する医療機関の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 ※事業者負担1/2	①市町村 ②その他知事が認める者（感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等が行う高度医療向けの設備整備補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A *注2 ②その他知事が認める者 *注3	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646

***注2：協力病院Aのうち、県認定要綱⑤に該当する医療機関**

***注3：体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関**

***注5：クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等**



協力病院 A
 ○PCR結果は不明の疑似症患者の受入れ (神奈川モデル医療機関認定要綱第4条第2項①該当)
 ○PCR検査未実施の疑い患者の受入れ (同②該当)
 ○PCR陽性だが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患が悪化した患者の受入れ (同⑤該当)

協力病院 B
 ○重点医療機関が診療できない新型コロナウイルス感染症以外の患者受入れ (同③該当)
 ○重点医療機関においてPCR結果が陰性化した患者の受入れ (同④該当)

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

なお、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に応じて(2)、(3)、(8)、(13)を可とする。(事前に県にご相談ください。)

1 病床確保料について

①10月以降、3月分までの病床確保に係る申請を受け付けます。

※申請額の積算は、申請時点までについては実績、申請時点以降についてはそれまでの実績に基づく見込みにより行ってください。（これまでに申請されている場合も、申請時点までの分については、実績値への修正をお願いします。）

②特定機能病院や特定機能病院と同程度に新型コロナの重症患者を受け入れている重点医療機関については、病床確保料が引き上げられます。（4月1日に遡って適用）

※ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関（申請時に根拠書類を添付してください。）

※年間に1月でも該当すれば申請可能です。また、延べ数については、例えば1人の患者に3日間治療を行った場合、1人×3日=延3人となります。

③②以外の重点医療機関についても一般病床の病床確保料が引き上げられます。（4月1日に遡って適用）

重点医療機関である 特定機能病院等		重点医療機関である 一般病院		協力医療機関 (協力病院A要綱①②)		その他 (知事が認める者)	
病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準
ICU病床	436,000円	ICU病床	301,000円	ICU病床	301,000円	ICU病床	97,000円
HCU病床	211,000円	HCU病床	211,000円	HCU病床	211,000円	重症又は 中等症	41,000円
その他病床	74,000円	その他病床	71,000円	その他病床	52,000円	その他病床	16,000円

2 対象となる病床の考え方

●稼働病床

- ・基本的には「即応病床」となります。（消毒等のための空床としている場合は計上可）
- ・申請内容については、kintoneや G-MISの入力情報と整合が図られるようお願いいたします。（8月5日付都道府県あて厚労省通知）
「国においても、G-MISにより入退院状況、空床確保状況等を随時確認し、実施状況の調査を行う」
※県と調整した病床数と大きく異なる場合、状況を確認させていただきます。

●休止病床

- ・専用病床を確保するため休床とした病床
- ・多床室に患者を受け入れた場合の、稼働病床以外の病床
- ・患者受入れのため病床を見直し、使用中止とした病床

3 病床確保の開始日について

- ・県が神奈川モデル認定医療機関に認定した日を基準とします。（準備等のために病床を確保した期間については、認定日に先立って申請可）
- ・ただし、県の認定日以前に、実質的に神奈川モデルで認定されたものと同様の機能を有し、感染者（又は疑い患者）の病床を確保しているとして県が認めた医療機関については、県が認めた期日に遡及して申請することが可能です。

いずれの場合も、病床数や動線、開始時期の確認のため、図面や体制整備にかかる資料の添付をお願いします。

なお、第3次の申請にあたって、これまでの第1次、第2次の申請病床数や申請開始日と変更がなければ添付資料は不要です。

1 補助対象設備及び上限額

対象設備	上限額
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000 円
HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000 円
簡易ベッド	1台当たり 51,400 円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室

※個人防護具については、9月4日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制について」において、「『診療・検査医療機関（仮称）に必要な個人防護具（PPE）が行き渡るよう、国からの配布を行う」とされていることから、補助対象とはしません。

2 その他

- 空気清浄機、パーテーションを申請する場合は、設置場所の図面を添付してください。
- 他の補助金（例えば「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」で申請しているものについては重複して申請できません。
- 発熱診療等医療機関で事業区分（４）のみを申請する場合、概算払いの対象とはなりません。（精算払いのみ。なお、概算払いが必要な場合は個別にご相談ください。）

1 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」による重点医療機関の病床確保料

クラスター発生時の空床や休止病床について重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能です。

→院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関が申請可能です。

適用される基準額は、神奈川モデル認定医療機関かどうかで変わります。

※申請を希望する場合は、事前にご相談ください。

2 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」による感染拡大防止等支援

院内等での感染拡大を防ぎながら必要な医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が補助対象となっており、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能です。

3 「新型コロナウイルス感染症対策事業」や「新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業」等による消毒支援

消毒経費が補助対象となっており、消毒経費の補助を行うことが可能です。

4 医師・看護師等派遣の支援

「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」については、クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等に補助を行うことが可能です。

今般、派遣される医師・看護師等の処遇にも配慮する観点から、重点医療機関に派遣する場合の補助上限額を従前の倍額（医師1人1時間あたり15,100円、看護師等の医療従事者1人1時間あたり5,520円、業務調整員1人1時間あたり3,120円）に引き上げました。

- 1月22日（金）まで申請を受け付けています（当日消印有効）
- 間に合わない場合、2月中に変更交付申請を受付予定ですので、その時に申請してください。

月	スケジュール	
1月	1/22（金）申請受付締切（当日消印有効）	受付後、順次 ①審査 ②交付決定
2月	2月中 実施状況報告書の提出※ 変更交付申請受付	
3月	3月中 変更交付決定	
4月	4/9（金）実績報告締切（厳守）	①実績確認 ②交付額確定 ③精算
5月		
6月	～6/30 県から国へ事業報告	

※2月中に実施状況報告書（第5号様式）の提出を依頼する予定です。
支出見込額が交付決定額を超える見込みの場合、変更交付申請をしていただく予定です。
（新たな病床確保等に伴い補助額が増加する見込みなどを想定）

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和4年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）

下記の事業は、**国から該当する医療機関に直接支給**される交付金です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに**国の指定する宛先へ直接、申請**をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和 2 年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業	県から「発熱診療等医療機関」（国の呼称は「診療・検査医療機関」）の指定を受けた医療機関	令和 2 年 10 月 30 日としているが、それ以降も随時受け付け（県の指定を受けた後、速やかに提出）
令和 2 年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業	疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関 ※県の緊急包括支援交付金（9）の対象医療機関	令和 3 年 2 月 26 日（当日消印有効）
令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業	県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次のいずれかの保険医療機関等 ①神奈川モデル重点医療機関等 ②帰国者・接触者外来設置医療機関 ③地域外来・検査センター及び地域外来・検査センターに出務する医療従事者の勤務先 ④発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」）	令和 3 年 2 月 26 日（当日消印有効）

その他の緊急包括支援交付金（国から該当する医療機関に直接交付）

下記の事業は、国から該当する医療機関に直接支給される交付金です。
交付を希望される医療機関は、期限までに国の指定する宛先へ直接、申請をしてください。
厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援自事業	県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関 (神奈川モデル高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院 A (神奈川モデル医療機関認定要綱第 4 条第 2 項①、②又は⑤のいずれかに該当))	令和 3 年 2 月 28 日 (必着)